

学園へのご寄附について

七松学園では教育活動および施設設備の充実のため、個人・法人の皆様からご支援を賜りたく寄付金のご協力をお願いしております。
本学園へのご寄附は、税制上の優遇措置を受けることができますので、詳しくは事務局までご連絡ください。

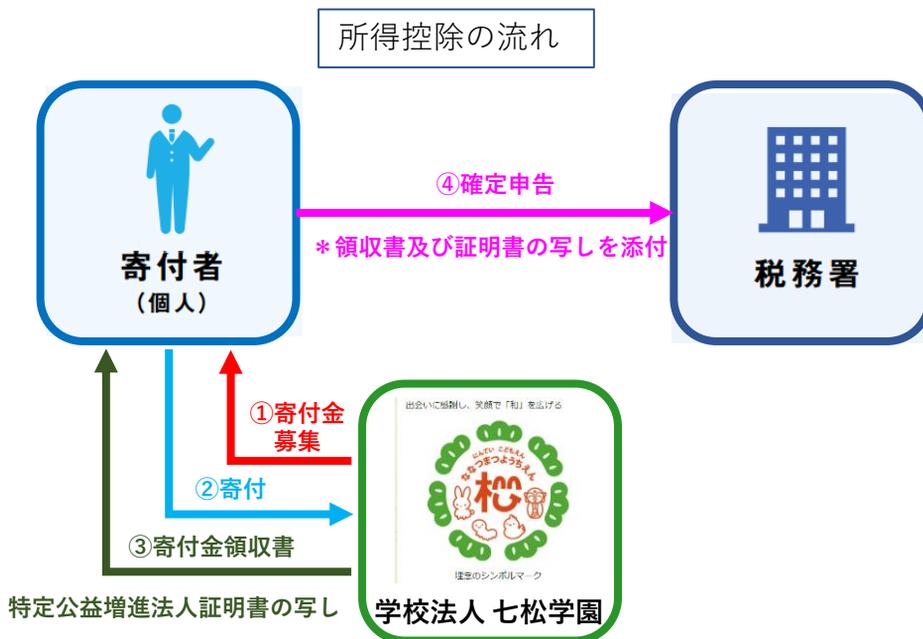


ご寄附による税制上の優遇措置について

【個人で寄附される場合】

本学園発行の寄付金領収書と「特定公益増進法人証明書」(写)を発行いたしますので、所定の期間に確定申告の手続きをして頂くと寄付金額により所得税の控除が受けられます。

所得控除：寄付金額から2000円を引いた金額が年間の所得から控除されます。
(寄付金額*1-2000円) X 所得税率 = 所得税から減額される額
*1 総所得金額の40%が控除対象の上限



【法人で寄付される場合】

受配者指定寄付金制度を利用した場合、寄付金の全額が損金に算入することができます。

受給者指定寄付金制度は、日本私立学校振興・共済事業団が寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人へ配付するものです。

受給者指定寄付金の流れ



今後とも、七松学園の教育をお支えくださいますよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

TEL 06-6418-6732

お気軽にお問い合わせください！
お待ちしております。

学校法人 七松学園 認定こども園
七松幼稚園
ななつまつ

©2017 Nanatsumatsu Youchien. All rights reserved.

